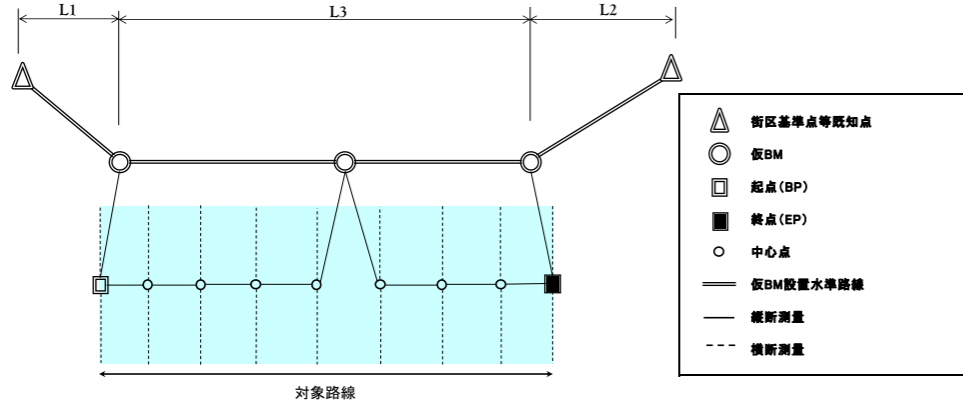
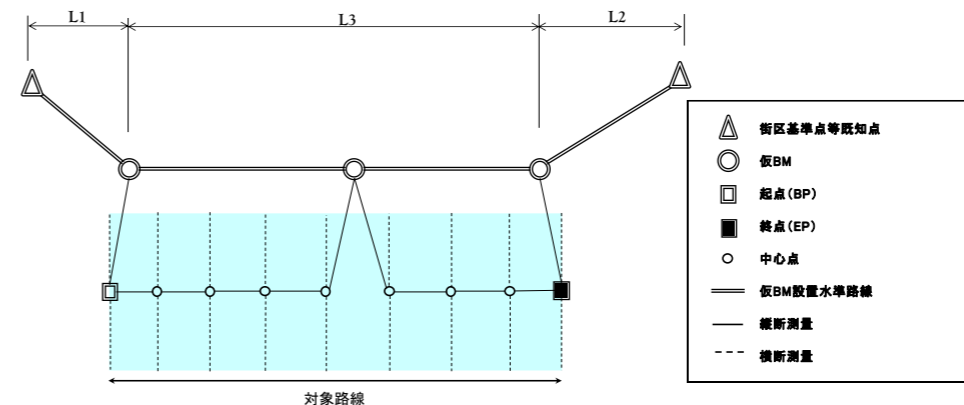


【新旧比較表】 R2.10水道局路線測量設計積算基準新旧比較表

現行	改訂後	備考																								
<p>2. 変化率等の基準</p> <p>(1) 地形による変化率 地域・地形は「都市近郊・平地」を標準とするが、現場状況に応じて適宜選定すること。 (青本 4-2-1 変化率適用表、4-2-2 地域による変化率 p1-2-23 参照)</p> <p>(2) 交通量による変化率 下記の道路条件により設定する。 (青本 4-2-3 交通量による変化率 p1-2-23 参照)</p> <table border="1" data-bbox="281 682 1181 856"> <thead> <tr> <th>道 路 条 件</th> <th>変 化 率</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地の国道・主要幹線道路</td> <td>+0.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市街地の主要道路、郊外地の国道・主要幹線道路</td> <td>+0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>郊外地の主要道路</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 曲線数による変化率 青本 4-2-4 表 4.1 曲線数による変化率 p1-2-24 参照</p>	道 路 条 件	変 化 率	備 考	市街地の国道・主要幹線道路	+0.2		市街地の主要道路、郊外地の国道・主要幹線道路	+0.1		郊外地の主要道路	0		<p>2. 変化率等の基準</p> <p>(1) 地形による変化率 地域・地形は「都市近郊・平地」を標準とするが、現場状況に応じて適宜選定すること。 (青本 4-2-1 変化率適用表、4-2-2 地域による変化率 p1-2-23 参照)</p> <p>(2) 交通量による変化率 下記の道路条件により設定する。 (青本 4-2-3 交通量による変化率 p1-2-23 参照)</p> <table border="1" data-bbox="1546 682 2445 856"> <thead> <tr> <th>道 路 条 件</th> <th>変 化 率</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地の国道・主要幹線道路</td> <td>+0.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市街地の主要道路、郊外地の国道・主要幹線道路</td> <td>+0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>郊外地の主要道路</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 曲線数による変化率 青本 4-2-4 表 4.1 曲線数による変化率 p1-2-24 参照</p>	道 路 条 件	変 化 率	備 考	市街地の国道・主要幹線道路	+0.2		市街地の主要道路、郊外地の国道・主要幹線道路	+0.1		郊外地の主要道路	0		<p>出典頁の削除</p> <p>出典頁の削除</p> <p>出典頁の削除</p>
道 路 条 件	変 化 率	備 考																								
市街地の国道・主要幹線道路	+0.2																									
市街地の主要道路、郊外地の国道・主要幹線道路	+0.1																									
郊外地の主要道路	0																									
道 路 条 件	変 化 率	備 考																								
市街地の国道・主要幹線道路	+0.2																									
市街地の主要道路、郊外地の国道・主要幹線道路	+0.1																									
郊外地の主要道路	0																									

【新旧比較表】 R2.10水道局路線測量設計積算基準新旧比較表

現行	改訂後	備考
<p>(4)安全費の取扱い 屋外作業（外業）で交通整理等に要する費用は、次式により算出する。 安全費＝{直接測量費} * 安全費率 ※安全費率は、札幌市測量業務積算基準 1-4-4 安全費p24 による。 ※直接測量費は、人件費、材料費、機械経費及び技術管理費の合計とする。ただし、安全費は含まない。</p> <p>(5)冬期歩掛補正 冬期屋外作業の歩掛補正は、札幌市設計業務等積算基準 2-6 冬期の歩掛補正p10 による。</p> <p>(6)その他 その他の基準は、札幌市測量業務積算基準第4節路線測量 4-2 路線測量の区分 路線測量B p38の基準を準用すること。</p>	<p>(4)安全費の取扱い 屋外作業（外業）で交通整理等に要する費用は、次式により算出する。 安全費＝{直接測量費} * 安全費率 ※安全費率は、札幌市測量業務積算基準 1-4-4 安全費p24による。 ※直接測量費は、人件費、材料費、機械経費及び技術管理費の合計とする。ただし、安全費は含まない。</p> <p>(5)冬期歩掛補正 冬期屋外作業の歩掛補正は、札幌市設計業務等積算基準 2-6 冬期の歩掛補正p10による。</p> <p>(6)その他 その他の基準は、札幌市測量業務積算基準第4節路線測量 4-2 路線測量の区分 路線測量B p38の基準を準用すること。</p>	<p>出典頁の削除</p> <p>出典頁の削除</p> <p>出典頁の削除</p>

現行	改訂後	備考
<p>(7)仮BM設置測量 測量延長は、最寄りの街区基準点等既知点間の距離とする。 (L=L1+L2+L3) 図1 (青本 4-1-8 仮BM設置測量 p1-2-19) ※地形～前述2.(1)による。 ※交通量～前述2.(2)による。 その他は、路線測量Bに準ずる。</p> <p>図1 L = L1 + L2 + L3</p> 	<p>(7)仮BM設置測量 測量延長は、最寄りの街区基準点等既知点間の距離とする。 (L=L1+L2+L3) 図1 (青本 4-1-8 仮BM設置測量 p1-2-19) ※地形～前述2.(1)による。 ※交通量～前述2.(2)による。 その他は、路線測量Bに準ずる。</p> <p>図1 L = L1 + L2 + L3</p> 	<p>出典頁の削除</p>

【新旧比較表】 R2.10水道局路線測量設計積算基準新旧比較表

現行	改訂後	備考
<p>(8)用地現況測量 道路台帳及び工事平面図等を利用した補足的な測量である。 ※測量区域は、路線測量延長 L3(図1)×(道路幅員+両側1宅地程度)を計上する。 ※変化率の計算は、青本 7-2 用地測量変化率 p1-2-49 による。</p> <p>(9)基準点測量 測量区間の交通障害や直線以外の曲線区間の測角精度を向上させるために4級基準点測量を計上する(青本 2-4 4級基準点測量 p1-2-5 参照)。基準となる既知点は公共基準点・街区基準点・道路基準点等とし、配点間隔は概ね100mを基準とする。 なお、測量区間内に曲線区間等がある場合は、新点を適宜計上できる。 ※地形～前述 2. (1)によるものとし、変化率は青本 1-4-2 変化率の積算 p1-1-6 による。 ※伐採なしとする。</p> <p>(10)横断測量 大規模地下構造物(地下歩道・共同溝等)、河川等構造物が測量区間内に存置する場合、及び地形等の状況により横断測量が必要な場合に限り計上する。 変化率の適用は、以下のとおり。 ※地形～地域は都市近郊又は耕地、地形は平地又は丘陵地を標準とする。 ※交通量～前述 2. (2)による。 ※曲線数～前述 2. (3)による。 ※測量幅～45m未満を標準とする。 ※測点間隔～40mを標準とする。 (測量幅及び測点間隔は現地状況もしくは、各管理者との協議により決定する)</p>	<p>(8)用地現況測量 道路台帳及び工事平面図等を利用した補足的な測量である。 ※測量区域は、路線測量延長 L3(図1)×(道路幅員+両側1宅地程度)を計上する。 ※変化率の計算は、青本 7-2 用地測量変化率 p1-2-49 による。</p> <p>(9)基準点測量 測量区間の交通障害や直線以外の曲線区間の測角精度を向上させるために4級基準点測量を計上する(青本 2-4 4級基準点測量 p1-2-5 参照)。基準となる既知点は公共基準点・街区基準点・道路基準点等とし、配点間隔は概ね100mを基準とする。 なお、測量区間内に曲線区間等がある場合は、新点を適宜計上できる。 ※地形～前述 2. (1)によるものとし、変化率は青本 1-4-2 変化率の積算 p1-1-6 による。 ※伐採なしとする。</p> <p>(10)横断測量 大規模地下構造物(地下歩道・共同溝等)、河川等構造物が測量区間内に存置する場合、及び地形等の状況により横断測量が必要な場合に限り計上する。 変化率の適用は、以下のとおり。 ※地形～地域は都市近郊又は耕地、地形は平地又は丘陵地を標準とする。 ※交通量～前述 2. (2)による。 ※曲線数～前述 2. (3)による。 ※測量幅～45m未満を標準とする。 ※測点間隔～40mを標準とする。 (測量幅及び測点間隔は現地状況もしくは、各管理者との協議により決定する)</p> <p>(11)旅費交通費 旅費交通費については、青本(参考資料) 1-3-1 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)による。</p>	<p>出典頁の削除</p> <p>出典頁の削除</p> <p>出典頁の削除</p> <p>新規</p>